

2020年4月28日

お客さま各位



## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気・ガス料金の特別措置について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、経済産業省より電気およびガス料金に関する特別措置の要請を受け、生活に影響を受けておられるお客さま等からお申し出をいただいた場合、支払期日の延長に対応しておりますが、現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、支払期日をさらに延長することにいたしました。

### 記

#### 1. 特別措置の対象者

弊社と電力供給契約またはガス供給契約を締結されているお客さまで、新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）※」を受けているお客さま

※ 「緊急小口資金、総合支援資金の貸付」については厚生労働省のページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

#### 2. 特別措置の内容

電気およびガス料金について

2020年3月※※、4月、5月分の電気・ガス料金の支払期日（支払い義務発生日）を原則として**2か月間**延長します。

※※ すすでにお申し出いただいているお客様につきましては変更後の特別措置を適用させていただきますので、再申し込みは不要です。

#### 3. 特別措置の申込方法

特別措置の実施をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

#### ◆参考

経済産業省発表（2020年3月19日）

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

お問合せ先

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目11番2号

電話 03-6758-6311 受付時間：9:00~17:30